

## 判例第 01/2016/AL 号

2016 年 04 月 06 日に最高人民裁判所裁判官評議会により採択され、最高人民裁判所長官 2016 年 04 月 06 日付第 220/QĐ-CA 号決定により公布された。

### 判例源

被告人に対する「殺人」事件に関する最高人民裁判所裁判官評議会 2014 年 04 月 16 日付け第 04/2014/HS-GĐT 号監督審決定。被告人は、1975 年に生まれ、ハイフォン市ホンバン区ホアンヴァントゥ坊ディンティエンホアン通り 11/73 号に住んでおり、建設作業員であり、ドン・スアン・チ氏とヅウオン・ティ・トン氏の子であり、2007 年 06 月 22 日に逮捕されたものである。

被害者：グエン・ヴァン・ソイ氏、1971 年生（死亡）

### 判例内容の概要

本事件には、共犯者があり、もし首謀者の主観的意思が被害者に被害を加える他人を雇うことだけであり、被害者の命を奪う予定を持たないこと（首謀者が被害者の手、足に被害を加えることのみを求め、死亡に至らしめるほど体の重要部分に殴打することを求めなかった。）、実行者も首謀者の要求どおりに実行したこと、被害者の死亡が首謀者の主観的意思外であることを証明できれば、首謀者は、「死に至らしめる傷害」という刑事責任を加重すべき事情区分を有する「故意による傷害」罪につき刑事責任を負わなければならない。

### 判例に関する法令の規定

- ・ 1999 年刑法第 93 条 1 項 m, n 号

「第 93 条 殺人

1. 以下に掲げる殺人を犯した者は、12 年以上 20 年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。

m) 殺し屋の雇用又は雇った殺し屋の殺害

n) 暴力的」

- ・ 1999 年刑法第 104 条 3 項

「第 104 条 故意による傷害又は他人の健康に対する被害

3. 他人に 61 パーセント以上の傷害率の傷害、健康に対する害を与え若しくは死に至らしめ、又は 31 パーセント以上 60 パーセント以下の傷害であっても本条第 1 項の a から k までに定める場合に当たる罪を犯したときは、5 年以上 15 年以下の懲役に処す。」

## 判例のキーワード

「殺人」，「故意による傷害」，「他人の健康に対する被害」，「人の生命，健康を侵害する罪」，「傷害実行者を雇う」

## 事件の内容

2007年06月21日15時頃，ハノイ市ロンビエン区公安は，事件が発生し，被害者がタインチ橋建設のためのセメント桁を製造する辺り（ロンビエン区タックバン町第12号の町内会に属する）で死亡しているとの情報を受けた。被害者はグエン・ヴァン・ソイ氏であり，バックダン建設総会社に属する204建設株式会社の建設エンジニアである。捜査，確認を経て，ロンビエン区公安，は，ドン・スアン・フォン氏を緊急的に逮捕した。

捜査において，グエン・ヴァン・ソイ氏とドン・スアン・フォン氏は（タインチ橋を工事・建設する任務を委ねられた。），バックダン建設総会社に属する204建設株式会社で一緒に働いていたことが確定された。2007年02月頃，フォン氏は，勤務時間中にお酒を飲み，酔った様子をソイ氏により携帯電話で写真を撮られ，会社の指導者に告知されたので，ソイ氏に復讐するつもりがあった。

2007年06月14日に，ドン・スアン・フォン氏は友達であるドアン・ドック・ラン氏（1975年生，ハイフォン市ホンバン区チャイチュオイC98番の11号居住）に電話をかけ，上記の対立を述べ，ラン氏を復讐のため雇用した。ラン氏は，実行のために他人を紹介すると言っていた。2007年06月17日夜，フォン氏は，ラン氏及びラン氏の友達であるホアン・ゴック・マイン氏（1982年生，タンとも名乗り，ハイフォン市ホンバン区ゾザウ坊居住）に会うために，ハノイからハイフォンに戻り，自分の話を述べ，手と足をナイフで刺すことによりソイ氏を傷害することをラン氏，マイン氏に依頼した。ドン・スアン・フォン氏は，報酬がいくらかと聞くととき，マイン氏とラン氏のご自由にと答えたので，マイン氏に1,500,000ドンを渡した。ラン氏とマイン氏は同意した。

2007年06月20日20時頃，ホアン・ゴック・マイン氏は，ナム氏（マイン氏の友達，住所不明）と一緒にハノイに来て，ドン・スアン・フォン氏に会い，2007年06月21日にソイ氏を攻撃することを合意した。その後，フォン氏は，宿泊施設を借りるために，マイン氏に500.000ドンを加えて渡した。2007年06月21日9時頃，フォン氏は，マイン氏とナム氏をソイ氏が当日午後の打合せに出席するために通る道へ連れてきてから，会社に戻った。11時頃，ホアン・ゴック・マイン氏は，5-1B国道の三差路にある喫茶店（ファム・ティ・ミエン氏の喫茶店）へ行き，ミエン氏の携帯電話を借り，ドン・スアン・フォン氏に電話をかけ，ソイ氏の識別特徴の説明及びソイ氏の携

帯電話番号を知らせるよう求めた。フォン氏はマイン氏の要求に答えた。13時すぎ頃、マイン氏は、再びミエン氏の携帯を借り、フォン氏に連絡し、ソイ氏を識別できたこと、及びナム氏が知らせずに退去してしまったので一人で計画を実行することを知らせた。ドン・スアン・フォン氏はそれに同意した。

同日14時16分頃、マイン氏は、ミエン氏の携帯を借り、ソイ氏に電話をかけ、セメント桁の製造所の辺りにおいて会うことを約束した。ソイ氏が来たとき、マイン氏は、前から準備した出刃で、ソイ氏の右太腿裏を2回刺し、ソイ氏を死に至らしめた。

ハノイ市公安刑事技術課は、2007年07月17日付け第146/PC21-PY号法医鑑定書において、被害者が右太腿裏に2か所の傷害を受け、上の傷害が筋肉の3センチメートルの深さまで刺され、下の傷害が動脈、下肢静脈を切ることより大量に出血させたと結論した。死因は、動脈傷害により回復できない急出血性ショックである。

その他、捜査過程において、ドン・スアン・フォン氏は、自らとソイ氏との対立という理由の他に、ソイ氏に対する傷害をすることが、ゴー・ヴァン・トアン氏（タインチ橋建設プロジェクト運営委員会副委員長）により（その前にトアン氏もソイ氏との対立があったから）扇動されたことも理由であると陳述した。捜査機関はトアン氏の証言を取ったが、トアン氏はこのことを認めなかった。捜査結論としては、トアン氏が本件に関係を有することを証明する証拠がないとした。

トアン・ドゥック・ラン氏とホアン・ゴック・マイン氏が逃走したので、捜査機関は追跡命令を出し、かつトアン・ドゥック・ラン氏とホアン・ゴック・マイン氏に対する被疑者捜査を暫定的に停止し、逮捕したときに処分するとした。

捜査過程において、204建設株式会社の幹部及び当該会社が被害者の家族に総額で123,000,000ドンを寄付した。その中には、埋葬費用として63,000,000ドンがあり、及びソイ氏の家族に贈与する貯金通帳3枚、総額60,000,000ドンがある。

ハノイ市人民裁判所は、2008年11月17日付け第164/2008/HSST号第一審刑事事件判決において、刑法第93条1項n号、第46条1項p号を適用し、ドン・スアン・フォン氏に対し「殺人罪」として懲役17年の刑を課した。

ドン・スアン・フォン氏が慰謝料として被害者の家族に32,400,000ドンを賠償し、かつ被害者の母及び2人の子供に対し毎月扶養を提供しなければならないと判決した。

第一審の後、ドン・スアン・フォン氏は控訴し、事件の再審議を求めた。

被害者の合法的代理人であるグエン・ティ・タイン氏は控訴し、被告人に対する刑罰の加重及び損害賠償額の増加を求めた。

在ハノイ市最高人民裁判所控訴審法廷は、2009年05月05日付け第262/2009/HSPT号控訴審刑事事件判決において、刑事訴訟法第250条1項に基づき、再捜査のため、上記の第一審刑事判決を取り消した。

ハノイ市人民裁判所は、2010年03月31日付け第167/2010/HSST号第一審刑事事件判決において、刑法第93条1項n号、第46条1項p号を適用し、ドン・スアン・フォン氏に対し「殺人罪」として懲役17年の刑を課した。

ドン・スアン・フォン氏は、次の金額を賠償しなければならないと判決した：すなわち、埋葬費用：34,583,000ドン、被害者の配偶者及び子供の慰謝料：39,000,000ドンかつ被害者の母及び子供に対する毎月扶養義務付け。

第一審の後、2010年04月02日、ドン・スアン・フォン被告人は控訴し、刑罰の減少、及びマイン氏を逮捕できていないので、マイン氏がソイ氏を刺し、死に至らしめたことを証明する根拠がないとして、事件の再審議を求めた。

2010年04月13日、被害者の配偶者であるグエン・ティ・タイン氏は控訴し、被告人に対する刑罰の加重及び損害賠償額の増加を求めた。

在ハノイ市最高人民裁判所控訴審法廷は、2010年09月15日付け第475/2010/HSPT号控訴審刑事事件判決において、刑法第93条1項n号、第46条1項p号を適用し、ドン・スアン・フォン氏に対し「殺人罪」として無期懲役の刑を課し、ドン・スアン・フォン氏に対し、被害者家族への慰謝料として43,800,000ドンを賠償することを命じ、かつ損害賠償に関する他の決定をそのまま肯定するとの判決を宣告した。

最高人民裁判所長官は、2013年07月22日付け第13/KN-HS号異議申立書において、最高人民裁判所裁判官評議会に対し、監督審手続を行い、上記の控訴審刑事判決におけるドン・スアン・フォン氏の罪名、刑罰及び控訴審刑事訴訟費用の部分を取り消し、法令の規定どおりに再度控訴審を行うために、在ハノイ市最高人民裁判所控訴審法廷に当該事件の記録を差し戻すことを求めた。

公判において、最高人民検察院の代表者は最高人民裁判所長官の異議申立てに賛同した。

#### **最高人民裁判所裁判官評議会の判断：**

捜査過程、第一審公判及び控訴審公判におけるドン・スアン・フォン被告人の供述；証人の供述及び当該事件に関する対象者の人定結果；現場検証記録書；法医鑑定書；並びに当該事件の他の資料、証拠に基づき、ドン・スアン・フォン氏が、生活の対立の理由で、ホアン・ゴック・マイン氏とドアン・ドゥック・ラン氏を雇用し、復讐のために傷害を目的とし、グエン・ヴァン・ソイ氏を包丁で刺すことを依頼したと結論付ける根拠が十分にある。事件記録の資料によれば、フォン氏は、ソイ氏に傷害を加える

ことだけを望み、生命を奪う意思がなく、マイン氏がソイ氏に軽はずみに刺すことを望まず、どのような結果が起こってもかまわないと放置するわけではなかった。そのため、被告人は、体の重要部分（もし当該部分に攻撃されたら、被害者の生命に被害を加える可能性が高い部分）に攻撃することを求めずに、被害者の手、足のみに攻撃することを求めた。犯罪行為を実現するとき、マイン氏はフォン氏の要求のどおりに、被害者の大腿部を2回刺した。被害者が回復できない急出血性ショックにより死亡したことは、ドン・スアン・フォン氏及び共犯者の希望ではない。ドン・スアン・フォン氏の行為は、刑法第104条3項に規定する死に至らしめる故意による傷害という罪に属する。第一審裁判所及び控訴審裁判所がドン・スアン・フォン氏の行為を「殺人罪」と判決したことは法令に合わない。

上記の理由で、刑事訴訟法第285条3項及び第287条に基づき、

#### 決定する：

1. 在ハノイ市最高人民裁判所控訴審法廷2010年09月15日付け第475/2010/HSPT号控訴審刑事事件判決におけるドン・スアン・フォン氏の罪名、刑罰及び控訴審刑事訴訟費用の部分を取り消す；法令の規定どおりに再度控訴審を行うため、在ハノイ市最高人民裁判所控訴審法廷に当該事件の記録を差し戻す。

2. 在ハノイ市最高人民裁判所控訴審法廷が当該事件を再度受理するまで、ドン・スアン・フォン氏の暫定留置を続ける。

3. 上記の控訴審刑事判決における他の各決定は法的効力を有した。

#### 判例の内容

「事件記録の資料によれば、フォン氏は、ソイ氏に傷害を加えることだけを望み、生命を奪う意思がなく、マイン氏がソイ氏に軽はずみに刺すことを望まず、どのような結果が起こってもかまわないと放置するわけではなかった。そのため、被告人は、体の重要部分（もし当該部分に攻撃されたら、被害者の生命に被害を加える可能性が高い部分）に攻撃することを求めずに、被害者の手、足のみに攻撃することを求めた。犯罪行為を実現するとき、マイン氏はフォン氏の要求のどおりに、被害者の大腿部を2回刺した。被害者が回復できない急出血性ショックにより死亡したことは、ドン・スアン・フォン氏及び共犯者の希望ではない。ドン・スアン・フォン氏の行為は、刑法第104条3項に規定する死に至らしめる故意による傷害という罪に属する。第一審裁判所及び控訴審裁判所がドン・スアン・フォン氏の行為を「殺人罪」と判決したことは法令に合わない。」